

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK18001
H0013
H0152

③施設名等

名称：	たんぼぼ
施設長氏名：	栗本 信明
定員：	6名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	非公開
T E L：	011-561-0668
U R L：	http://kousaikai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	2019/4/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	公益財団法人 鉄道弘済会
職員数 常勤職員：	4名
職員数 非常勤職員：	3名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の数：	3名
有資格職員の名称(イ)	社会福祉士
上記有資格職員の数：	1名
有資格職員の名称(ウ)	
上記有資格職員の数：	
有資格職員の名称(エ)	
上記有資格職員の数：	名
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の数：	名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の数：	名
施設設備の概要(ア)居室数：	6室
施設設備の概要(イ)設備等：	キッチン、リビング、ダイニング、宿直室
施設設備の概要(ウ)：	洋室、洗濯室、浴室、トイレ、納戸
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人格を尊重するとともに「子どもの最善の利益」を確保し、「不適切な関わり」を排除して子どもの権利擁護に務める。 ・子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた発達の保障のため、信頼関係を築き、保護者とも協力し、計画的で一貫性のある擁護を図る。 ・子どもが健全・安全で情緒豊かな生活環境のもとに、生活に必要な技術や知識を習得し、人に対する愛情と信頼感を育み、自主性協調性を養い、健全な心身の発達を援助する。 ・子どもの「家庭復帰」と「自立」を目標として、最適な処遇と家庭環境の調整に務める。

⑤施設の特徴的な取組

<p>家庭的養護推進の取組</p> <p>① 本体施設の生活スペースのユニット化及び高機能化・多機能化の計画と推進</p> <p>② 施設の小規模化と地域分散化の計画と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分園における家庭的養護を踏まえた個別的ケアの取組 ・町内会活動への積極的な参加（美化活動、花壇活動 等） ・高校、専門学校、短大、大学生等に対する奨学金の貸与・給付制度
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2020/5/1
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2020/9/5
前回の受審時期(評価結果確定年度)	

⑦総評

<評価の高い点>

1、「受け止め続けて向き合うこと」

生活の決まりは、何かあったときに声をかけて柔軟に変更しています。休みの日は掃除の手伝いを9時からすることになっていますが、寝ている子どもや動かない子どもがいるときは「いつならできるの？」と個別に聞いて自分から動くことができるのを待ちます。

職員は、洗濯物がたまったのを見ても、すぐにはやるようには言わないようにしています。その子どもにとっては洗濯以外に優先順位としてやることがあるからたまるのだ、と理解しているからです。いよいよになると「いつやるの？」と聞いて、その時の表情を見ても少し待ったり、手伝ったりしています。進学や進路の話は、言うべきことなどをメモしておいて、然るべき時期が来るのを待っています。

母親と面会できる子どもとできない子どもとの間での確執に気づいて双方の気持ちを職員は受け止めます。幼少時からの養育・支援を継続しているので、本園入所の経緯や育ちの背景も了解しています。特に2020年4月より小規模ケアとして6名の子どもに向き合って成長を感じています。それは、自分で考えて行動ができるようになってきたことです。そこには、職員が日々の生活の中で感情と言葉を受け止め続けてきた子どもたちの今の姿があります。

2、「自分で言葉にする力」

5名の子どもたちは、本園から引っ越して5～6か月経過して落ち着いてきました。感情が激して職員を足蹴にしたこともありましたが「18才過ぎてたら、お巡りさんに逮捕されるよ」と職員は冷静に対応しています。大舎制の施設から一軒家に越してきて慣れてくると、自分の非を謝りに来るようになりました。次回の対応を子どもに聞くと「10数える」と答えます。小規模ケアでの1年半を経過した子どもの成長として、自分で「言葉にする力」もついてきたと職員は日々の支援を感じています。

<質の向上のために求められる点>

1、「仕組化して水平展開する」

「権利ノート」を使った学習会を「たんぼぼ」では1～2名を対象に始めています。更に「みんなの南藻園」を作り直して「権利」を子どもたちが学びやすいようにしているところです。生活の場では、小さな言い争いは多々あり、あまりに一方的な状況が見られたら「何があったの？」と職員は介入します。喧嘩しては仲直りを1日に3回でも繰り返している状態を基本的には職員は見守っています。いじめ等の背景を職員は知っているのも、どちらの子どもも言いつも聞いて受け止めています。「たんぼぼ」ではうまくいっている取組を今後増設する小規模ケアや本園でも活かせるように共有されることが期待されます。

2、「自己表現としてのファッション」

大舎制の本園時代からの慣習で、衣類は夏冬の年2回の一括購入が行われています。高校生になると自分のお小遣いで好きな洋服を買うようになります。着替える服は、十分にありますが、日々の中では着慣れた楽な恰好になりがちです。しかし、TPOには応じた服装で出掛けています。降雪のある地域なので冬靴の長短は子どもの経験で選んで買っています。衣類を自己表現の一つの手段と考え、また、一般家庭の購入に近づけるなら、商店の特売等も利用して四季折々のファッションを身につけることにも期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

コロナ渦の状況において、評価調査者の方々からは、児童はもとより職員に対しても慎重で丁寧な聞き取りや対応をしていただき感謝しております。

3年に一度の受審となりますが、定められている評価細目や判断基準、着眼点等に基づいて職員全員が日ごろの支援サービスや体制を振り返り、改めて施設としての強みや課題を確認することができました。

「評価の高い点」については、より高い目標を設定していくことや継続していくことが大切でしょうし、「質の向上に求められる点」については、内容を吟味して、できることから改善していきたいと考えているところです。

現在、当園においては、施設の小規模化・地域分散化及び本園の建て替えに伴う施設の高機能化・多機能化に向けた取り組みの真っ只中にあり、その中で、評価できるところと見えてきた課題があります。

今回の受審結果を基に、児童、保護者、そして、地域に向けた支援とサービスの向上に向けて一層努めていきたいと考えています。

評価結果表（児童養護施設）

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
児童養護施設運営指針に基づき、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。「業務マニュアル」に権利擁護に類する記載はあるが、マニュアルというよりは方針に近い記述となっている項目が多い。2020年度に虐待防止の手引きを作成し、危機管理フロー図は更新されているが、被措置児童虐待対応として外部へ通告する図示と説明が十分ではない。子どもと職員に権利擁護の取組の一環として制度をわかりやすく伝えておくことが望まれる。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
児童相談所から子どもに配布される「権利ノート」を利用して、1～2名と対面して学習会を行った。これらは2020年度より始まり、今後も継続して取り組むことに期待したい。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
幼児期から養育支援を継続している職員は、年齢に応じた子どもの質問に答えて育ちを徐々に生き立ちまでを振り返る時々がある。卒園にアルバムを渡したいと、写真を整理する際にたくさんの中から自分で選ばせている。この時にも映っている時期のエピソードを思い出して語っている。乳児院から入所した子どもの担当職員からは今でも誕生日やクリスマスに連絡があるので生まれた頃の記録にも協力を得られるのではないかと考えている。子どもの育ちに空白を作らないように他機関との連携にも努めている。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
【判断した理由・特記事項等】	
2019年4月開設の地域小規模養護施設は個室でプライバシーを確保している。但し、吹き抜けの建築デザインから話し声が通りやすく不適切な問題は起こりにくい構造にもなっている。戸を閉めるのは就寝時くらいで、小学生は入浴時も「こわいから」と戸を開けている。尚、被虐待児童等虐待の通告方法の周知については、「2019年業務遂行計画」に記載があり、2020年度には「虐待防止の手引き」を作成し、危機管理フローが更新されている。現在、運営委員会で各種の冊子も更新している。これらを活用して、被措置児童等虐待対応ガイドラインについては、職員の理解が十分となるように再確認が望まれる。	
(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】	
子どもと職員が1:1で話す時間を小学生は就寝前に、高校生はそのあとに時間を取っている。この他には日常生活の例えば茶碗を洗いながら、テレビを見ながら、子どもから話しかけられて応じている。本園のような大舎制でない地域小規模児童養護施設の利点として、都度に話し合っルールと呼ぶまでもない生活のしやすさを一緒に考えて組み立てている。	

(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 一般的な家庭生活として、また、2階建ての一軒家には初めて住む子どもたちであったが、本園から引っ越し際には自分の持ち物と担当の職員と一緒に移動することで少しでも不安を軽減した。地域小規模児童養護施設で大泣きしたこともあったが、その子なりの複雑な気持ちを職員は受け止めて日々を共に過ごした。引っ越し後、ひと部屋に4名が集まって寝起きする時もあったが、一定の期間を経て職員の努力もあり今では一人で部屋で遊べるまでになっている。	
② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】 リービングケアとしては、親に頼れないことを想定して「自分に力をつけて退所して欲しい」と職員は願って支援を心掛けている。中高生位になると本園での生活が身に付いてしまっているが、小学生にはこれからでも間に合うので「日常のなかで生活力をつける」支援をしている。管理規定には、退所後4年とあるが、今までのリービングケアのままでは、退所後支援には10年かかるのではないかと職員は思案している。雑談でも電話をかけてくる退所児はおよそ大丈夫だが、何も言っていない退所児は訪問すると部屋が雑然となっていたこともある。定期的に連絡することは大切なので、今後も息の長い支援を期待したい。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		a
【判断した理由・特記事項等】 母親と面会できる子どもとできない子どもとの間での確執に気づいて双方の気持ちを職員は受け止めている。幼少時からの養育・支援を継続しているので本園入所の経緯や育ちの背景も了解している。特に2019年4月より小規模施設ケアとして6名の子どもに対峙してきて成長を感じている。それは、本園の職員からも言われたように、自分で考えて行動ができるようになってきたことである。子どもの一人ひとりに職員が寄り添って、感情と言葉を受け止めて続けてきた子どもたちの今の姿がある。		
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		a
【判断した理由・特記事項等】 「たんぼぼ」では、日中支援の4名と夜勤専従の職員で日々の子どもの暮らしを回している。小学生の学習は、一人に教えるともも我もとなり、今では1:1で職員が教えるようになった。生活の決まりは、何かあったときに声をかけて柔軟に変更している。休みの日は掃除の手伝いを9時からすることになっているが寝ている子どもや動かない子どもがあるときは「いつならできるの？」と個別に聞いて自分から動くことができるのを待っている。		
③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		b
【判断した理由・特記事項等】 中学生以上になると自分で洗濯をすることになっている。職員は、洗濯物がたまったのを見ても、すぐにはやるようには言わないようにしている。その子どもにとっては洗濯以外に優先順位としてやることあるからたまなのだ、と理解している。いよいよになると「いつやるの？」と聞いて、その時の表情を見てもう少し待ったり、手伝ったりしている。進学や進路の話は、言うべきことなどをメモしておいて、然るべき時期を待っている。朝の忙しい時間帯は、9時までの夜勤者と早朝出勤の職員と重なることで十分な支援となるように努めている。一方、地域小規模児童養護施設は1人勤務の時間を長く感じ指示的支援になりがちと思う職員もいる。この点は、職員間で支援の場面ごとに例示して適時に話し合うことで、更に現在よりも子ども自身の判断と行動の保障となることが期待される。		

<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 居間には本棚があり、小学生向けの図鑑や図書の他にコミックも置かれている。各居室に学習机があり、2階踊り場にはパソコンスペースがある。特別支援学級を本人が望まない場合は、学校と同じ勉強をホームで復習させて普通学級の継続を応援している。早期療育として、札幌市「学びの教室」には学校教員とも連携している。中高生は、互いにより刺激を得て積極的に塾へ通っている。小学生は近隣の外遊びで擦り傷を作るくらい元気に遊んでいる。学習環境としては、勉強の時間でなくても目に触れるように漢字や九九等の表を貼ろうという具体的なアイデアもある。</p>	
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 食事作りに声をかけると、「味噌をとく?」「何を切るの?」とお手伝いしてくれる。休日にスーパーに食材を買いに行って野菜の選び方やお金の支払い、一人レジ操作、袋詰めなどを一緒に行っている。スマートフォン・パソコン・ゲーム等の通信機器の便利さの反面である「なりすましライン」や犯罪につながらないように職員は機会をみては子どもに語りかけている。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 玄関左に家庭菜園がありトマトやピーマンが大きくなり、食材として利用されている。夕食は、席についた順に盛り付けて温かく食べられる。酢豚の人参が大きめで少し硬めに調理されて、近年弱まっている子どもの咀嚼力アップまで考えられている。デザートは個々の子どもに聞いて、欲しいと答えた子どもに配られ職員との和やかな会話がたえない。アレルギーは検査済みで、納豆菌で痒みのでる子どもがいる程度で、味付けではマヨネーズが苦手であれば使用しないといった個別対応を行っている。食事中にくつろぎ過ぎて姿勢が崩れた子どもには、マナーを促している。新型コロナ感染予防による外出の自粛以降、外食の制限となったが、誕生日にお祝いの会をしている。6名の子どもは、お味噌汁は作ることができるのは将来にむけた自炊には力強いスキルである。子どもは、お菓子作りや初めて作る料理には関心を示す。普段の食事でも年齢に応じて料理できるようなプログラムにも期待したい。</p>	
<p>(3) 衣生活</p>	
<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 本園時代から、衣類は夏冬の年2回の一括購入を行っている。高校生になると自分のお小遣いで好きな洋服を買うようになる。着替える服は十分にあるが、日々の中では着慣れた楽な恰好になりがちである。しかし、TPOには応じた服装で出掛けている。降雪のある地域なので冬靴の長短は子どもの経験で選んでいる。衣類を自己表現の一つの手段と考え、また、一般家庭の購入に近づけるなら、小学生高学年あたりから商店の特売等も利用して四季折々のファッションを身につけることにも期待したい。</p>	
<p>(4) 住生活</p>	
<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 2019年4月に開設、小1から高校生まで6名の女子が入居した。当初は眠れない子どもが他の子を巻き込んで一人用居室に4名が眠るといった状態が続いたが、職員の努力もあり夏には自分の部屋で眠れるようになった。共有スペースの清掃は休日にお当番することとしている。入居当初は言い争いや癩癩が多々あったが自分の部屋で落ちつけるようになってからは、物事を我慢できるようになった。自室に限らず、居間や奥座敷のソファに自分の居場所として「たんぼぼ」を感じている様子がうかがえる。</p>	

(5) 健康と安全	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
薬品は職員室で管理しており、現在、投薬が必要な子どもは整腸剤程度である。子どもは体調が悪くなったら自分から訴えることができる。2019年より本園に看護師が配置されている。心理療法を受けている子どもは4名いる。1名は、耳鼻科と小児科の通院の他に札幌市「学びの教室」により早期療育を受けている。夜間はアルバイト職員と交代の日もあるが連絡ノートを利用して健康に関する急変にも対応できるようにしている。		
(6) 性に関する教育	① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
2019年より配置の看護師が中心となって女子用の学習冊子を作成した。基本的な知識を中心に子どもと学習会を設けた。こういった話を聞きたくない子どももいるので、段階を追って個別の対応が大切になる。職員は幼少時からの関わりがあり、雰囲気から状況の変化を察知することができる。重要なことはことが起きる前には伝えたいとタイミングは計っている。高度な対人援助力と感性が必要となるので、キャリアの浅い職員でも対応できるように、今後も定期的実施する学習会の継続とバージョンアップに期待したい。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
行動上の問題のために、投薬治療まで必要な子どもはいない。激しい癇癪はあったが本園から引っ越して5~6か月経過して落ち着いてきている。感情が激して職員を足蹴にしたこともあったが、「18才過ぎてたら、他の人だったら、お巡りさんに逮捕されるよ」と冷静に対応している。小規模施設に越えてきて慣れて落ち着いたのか、自分の非を謝りに来るようになった。次回の対応を子どもに聞くと「10数える」と答えている。1年半を経過して子どもの成長として、自分で「言葉にする力」がついてきたと職員は感じている。		
【判断した理由・特記事項等】		
② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		
【判断した理由・特記事項等】		
「権利ノート」を使った学習会を「たんぼぼ」では1~2名を対象に始めている。更に「みんなの南藻園」を作り直しており「権利」を子どもたちが学びやすいようにしているところである。生活の場では、小さな言い争いは多々あり、あまりに一方向的な状況が見られたら「何があったの？」と職員は介入している。喧嘩しては仲直りを1日に3回でも繰り返している状態を基本的には職員は見守っている。いじめ等の背景を職員は知っているので、どちらの子どもも言い分も聞いて受け止めている。「たんぼぼ」ではうまくいっている取組を今後増設する地域小規模児童養護施設や本園でも活かせるように共有されることが期待される。		
(8) 心理的ケア	① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
心理療法を受ける子どもは4名おり、週に1回、本園のセラピーに通っている。ケア会議が月に1回あり心理職も参加している。セクション会議に参加してもらうこともある。予約を取れば職員が心理職と話すこともできる。特になくても心理職から「時間ありますか？」と呼び止められ、話しているうちに核心に触れることもある。心理職配置は生活に介入しない体制なので、職員と支援目的が十分に共有される必要がある。また、心理療法対象ではないが必要な子どもは多く職員からは助言を得られる機会への感謝の声がある。より心理的支援が機能する体制にも期待したい。		

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

個室に学習机があるが小学生は食卓テーブルでの学習を職員が見ることが多い。特別支援学級も検討したが本人が頑張る気持ちがあるうちは職員が学習を見ている。学習塾には、進学希望もある中高生が通っている。中学生は学習費が出て、高校生は実費だが、南藻園からの半額補助がある。小学生が通う基礎学習向けの塾も近隣にあり、学習支援は充実している。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【判断した理由・特記事項等】

進学を希望すれば様々な奨学金制度等の周知を行える。本人があまり希望しない場合でも無理強いしないで様子を見ている。本園では、高卒就職と進学はこれまで半々の状況だが、進学希望者にはアルバイトと通学に耐えられるかを話しておく。中学3年で進学する高校選択では高校生の助言が効いて近隣の大学進学も可能な高校のレベルに変更している。職員は、同居する子ども同士の相談や助言ができる関係性にも子どもの伸びる力を感じて支援している。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

【判断した理由・特記事項等】

資格取得は、学校が推奨して本人が希望すると費用は本園から支出される。高校生の16才になったらアルバイトが可能になる。地域小規模児童養護施設は住宅街にあり、市街地が近いので食品店やホームセンターなどへのアルバイトへ行くことができる。高校通学に加えて、進学塾とアルバイト場所へ往復する現代の高校生は施設においても多忙を極めている。入居している子どもの多くが小学生なので、社会経験としては、食材の買い物や自分のお小遣いでの買い物や年齢に応じて行っている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【判断した理由・特記事項等】

家族には家庭支援専門相談員専用の携帯電話番号を知らせ、子どもと話したいときにかけてもらい折り返し電話をしている。なかなか電話が来なかったり、繋がらない保護者にはメールを利用している。何年も会えていない子どもが写真を欲しがった時にメール添付で送ってもらうように依頼してつながりが絶えないように支援している。「園だより」の送付時には一筆を添えることを継続している。より家族が相談しやすい体制のために家庭支援専門相談員の配置を1名増員した。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

6名の子ども親子再構築等のためにそれぞれの自立計画書に記載はあるが、なかなか現実的に進捗する事例は多くはない。それでも関係が途切れないように近況を記した「園だより」等の送付を継続的に行っている。電話が繋がらない保護者には携帯電話でのメールのやり取りをお願いしている。幼児の時以来あっていない母親の顔写真の送付を依頼して、母親を慕う子どもの思いを届けている。担当職員の努力が実るように、家庭支援専門相談員の活躍にも期待したい。

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】 設立以来の指導目標「優しく正しく朗らかに」を理念に、4つの養護理念を基本方針に、明文化された文言を調整途上である。これに伴い、職員と子どもや保護者、地域への周知が促進されることが期待される。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 北海道における施設入所が必要な被措置児童数に変更はないことの情報に関係機関から得ている。「児童養護施設のあり方に関する特別委員会」に施設の相談役（前園長）が委員として関わっている。この第1次報告書からも社会的養護の方向性を把握し、家庭的養育推進及び高機能化・多機能化にどのように対応できるかを分析している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】 「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多様化・機能転換に向けた整備計画」を2015年より進めている。2017年に分園型小規模グループケア施設「ひまわり」を始め、2019年4月には地域小規模児童養護施設「たんぼぼ」を開設、2018年には2棟の地域小規模児童養護施設を開設するために土地を取得、職員の新規募集などの具体的に準備を行っている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「家庭的養育推進計画イメージ図」には、本体施設内での小規模グループケアの他に、地域小規模児童養護施設の増設と2020年には児童家庭支援センター開設に伴った里親支援専門相談員配置を記載している。この計画における家庭的養育推進及び高機能化・多機能化等のために、本体施設として求められる機能や施設整備に向けた人員配置や体制の課題が講じられている。北海道へ提出義務のある計画書なので2019年4月以降に中長期計画書としては見直されていない。単年度事業計画と同様に見直すことで課題が具体化、精査されるので今後期待したい。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 単年度計画である「業務遂行計画」は年度を追うごとに「札幌南藻園 家庭的養育推進計画」の中長期的ビジョンを具体化する項目が加えられている。しかし、毎年度、同じ項目も多いので実行可能な内容としては十分とはいえない。家庭的養育推進がハード面のみならずソフト面でも充実させるためにも、実施状況の評価が行いやすい目標や成果の設定にも期待したい。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
事業計画策定は、会議の他、パソコンでの共有ツールを利用して職員個々の意見集約が行いやすくなった。単年度と中長期ビジョンのそれぞれに役割分担しているが、次年度のための見直しが不十分なために職員個々の理解も十分とはいえない。事業計画内容の目標や成果に対する職員の評価を交えて共に見直すことが期待される。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
事業計画の概要版を作成して、4・5月に保護者へ郵送している。子どもにはルビを打った計画書を掲示して説明している他、近隣の小中学校へ年2回ある交流会や地域小規模児童養護施設の建設説明会の実施も行っており、連合町内会の役員ブログでも紹介されている。児童家庭支援センターの設置予定もあり、発信力を高める考えが施設にはあるので、事業計画掲載により「札幌南藻園」の理解が地域まで広がることにも期待したい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
3年に一度の第三者評価の受審の他に年に一回の自己評価も行われている。幼児・学童・小規模ケアといった直接支援の職員と調理や事務職の全セクションで自己評価も第三者評価も行っているものの結果が活かされていない。現在、会議等の体制を改革して組織力をつけようとしているので今後に期待したい。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
自己評価も評価結果もパソコン・ソフトを使用して職員間で共有している。課題を個々の職員が念頭に日々、動いてはいるが組織的な取組にまで至っていない。前回の受審より小規模施設のホームが増設され、分園型小規模グループケア施設1棟、地域小規模児童養護施設1棟となった。3年後には本体施設もユニット化を目指している。もう2棟の地域小規模児童養護施設も予定している。職員が大舎制のときのように一つ所で互いにフォローしあうての学びの機会が少なくなるので対策は急を要する。評価結果のうち優先する課題を月1回開催される運営委員会で検討することになっているので今後の具体的な動きが望まれる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
事務分掌、管理規定等に施設長の役割・責任が明記されている。施設長の不在時における権限委任として副施設長が配置されている。現在の施設長は在任して3年目にして社会的養護推進計画を着実に推し進めている。小規模化のための土地取得や建設計画等のハード面での伝達や実務的なリーダーシップをとっている。職員とは、人事考課面接での対話もある。しかし、職員に対して、児童養護施設「札幌南藻園」職員としての自覚を促すにはまだ十分ではないと認識している。小規模化とユニット化での働き方に職員は希望を持っているので、今後の舵の取り方に期待したい。		

<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 法人をあげた法令遵守のための研修が行われている。必要な通知等はパソコン共有フォルダで管理して周知している。福祉分野に限らない労働・防災等の関係法令は、総務課が対応している。児童養護施設として肝要な被虐待児童等虐待の通告方法の周知については、「2019年業務追行計画」に記載があるが不十分な点がある。職員に必須の事項として再確認が期待される。</p>	
<p>(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 2019年11月と2020年2月に連続した企画として、東京から講師を招き職員の個別面談後にワールドカフェ方式の研修を実施、課題を発見できたという職員の声があった。これに参加しないアルバイト職員にはアンケートを実施した。外部研修には職員をもれなく派遣しており、施設内にはOJT（職場内研修）とSV（スーパービジョン）体制が課題と認識している。学びたい心理職やアルバイト職員の声もあり、今後の指導力の発揮に期待したい。</p>	
<p>② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 2020年5月より研修委員会を設け、外部研修の受講に留まらない内部でのOJT（職場内研修）とSV（スーパービジョン）体制を検討中である。同じ時期に運営委員会も発足、同年4月からは安全衛生委員会も月1回開催することで有機的に業務改善を図ろうとしている。全体会議の時間を縮小し、セクション会議の活性化を目指している。法人共通の取組である「GoGoKAIZENシート」は継続しており、職員の業務課題解決案の提出が表彰されている。予算執行等に必要な資金拠出として、「公益財団法人鉄道弘済会」の役割は大きい。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		評価結果
<p>① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b	
<p>【判断した理由・特記事項等】 必要な人材に関しては、2023年度まで毎年度採用する計画が法人にある。施設ホームページには、求人票が掲載され、面接時には新築する小規模ケアの図面や建て替える本園の構想図を示して就業意欲を刺激している。全国規模の法人として福利厚生は充実している。新人育成の研修講義は現職の職員でプログラムが組めるが、勤務歴が3年から5年、10年以降といった階層の人材育成については検討中である。後続する職員個々の研修計画と合わせて、今後期待したい。</p>		
<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	b	
<p>【判断した理由・特記事項等】 「期待される職員像」が自己評価で不明と答えた職員がいたので改めて周知した。正規職員に関しては従来通り人事考課が実施される一方で、アルバイト職員が増員されている。昇進試験制度は法人共通の取組として正規職員に機会があるが、キャリアパスの構築が途上である。職員個々が目指せる人事考課基準の周知と共に、キャリア形成にかかわる計画の立案を期待したい。</p>		
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a	
<p>【判断した理由・特記事項等】 全衛生委員会は、2020年5月から発足、月1回ペースで開催、メンタルヘルスも含めた労務管理を目指して産業医は精神科医を迎えている。有給休暇に関しては、平成31年度は年間93日から103日、最終112日を目指すという明確な目標を設けている。公益財団法人の福利厚生は充実しており、直近の追加事項では年休未消化の1～2日間は次年度に繰り越して、介護やボランティアの休暇に利用することができる。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
法人として人事考課制度があり、職員個々の自己評価を経て年に2回の面談が行われている。法人として共通の人材育成なので、児童養護施設「南藻園」職員の技能・スキルに向けた目標管理までには至っていない。3クール目にして「期待される職員像」が周知されたこともあり、全職員で目指す養育・支援のための個別の研修計画に期待したい。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
中長期的な計画として、「札幌南藻園 家庭的養護推進及び高機能化・多機能化等について」の随所に専門職員の増員と配置が記載され、人材育成計画があげられている。「2020年度業務遂行計画」では、人材の確保・育成として、キャリアパスに沿った研修計画とOJT（職場内研修）を基本とした研修の強化・推進を謳っている。年度毎に外部研修計画が策定され、道内外へ多くの職員を派遣している。養育・支援の質向上とした研修参加の実績はあるが、職員一人ひとりの育成との関連性が十分ではない。しかし、「情報や理念の共有」として受けた研修の伝達の充実を計画にあげている。これらに関しては、研修委員会が2020年4月から発足しているので具体案の進行に期待したい。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
外部研修に関しては多くの職員が派遣されている。これを現場の養育・支援に活かされるように、施設はOJT（職場内研修）を基本とした人材育成と研修機会の推進を課題としている。また、SV（スーパービジョン）体制は、過年度から充実すべき点としてあげている。「ひまわり」に続き2019年度は「たんぼぼ」と小規模化が進んだ。職員が本園を離れても裁量権を持って養育・支援できる力量を得たのは、本園での勤務歴を活かせる職員におうことが多い。これまでの結果を更に進めた職場内研修やスーパービジョンシステムとなることが期待される。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
2019年度は、22名の実習生受け入れの実績がある。実習プログラムは、4年制大学と短期大学・専門学校の2種類が用意されている。社会福祉士であれば指導者研修が必須だが、担当する職員への指導研修ではない。実習生指導マニュアルはあるものの、即日に実習担当を任されて戸惑う場合もある。実習生には「実習生心得」「生活プログラム」「困ったときの受け答え（Q&A）」が渡される。実習生は、主に保育士志望だが、児童養護施設での子どもの支援にも関心を持ってもらえるように、マニュアル関係を見直し、全職員で迎え入れる姿勢に期待したい。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
2020年度にホームページが更新されている。運営の透明性を確保するための情報公開としては、公益財団法人も社会福祉法人と同様の閲覧対象書類（定款・事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・監事監査意見書・役員名簿・役員報酬規程等）の公表が期待される。また、苦情の状況については、個人情報に配慮したうえでホームページにも公表することも期待される。		

	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
法人は公益財団法人として監査法人の報告書を2020年5月29日に受けている。施設は、法人本部より内部監査のため定期的に担当の職員が訪れている。施設会計のチェックは2重3重にしており、適正に努めている。今後の課題として現金を扱わない処理を目指している。現在2棟の小規模施設があり、今後も2棟増設となり、本体施設は4つのユニットとなる。食材等の購入により小口現金の扱いが増えることが予想され、電子決済等を検討しているところである。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		評価結果
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
今回の訪問調査は新型コロナウイルス対策のために、施設見学や場面観察の制限を想定した。このため事前に施設内設備等の写真の提供を受けた。この中に行事等も含まれ、子どもが施設を中心としながらも地域行事へ関わっている姿を見ることができた。町内会お祭りの神輿を役員と練り歩く小学生、自転車寄贈後に安全運転講座を受ける子どもたち、屋外でのバーベキュー大会などである。体育館でのお祝いごとには関係する地域の大人たちが出席していた。設立以来、子どもが地域に受け入れられるように働きかけ続けてきた結果が多量の写真の中にある。		
	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
ボランティア受け入れ規定は平成29年11月1日に改定され、守秘義務の誓約書と活動の確認書と記録への綴られている。ピアノは本体施設にあるので、小規模ケアの子どもが習いたいときは本体施設に集合して実施されている。書道は、ボランティア講師が直接、グループホームを訪問して教えている。学習ボランティアの訪問があり、基礎学習力アップの貴重な手助けとなっている。「心の里親会」から住居清掃などの打診があり、施設の小規模化、地域化の一助になる可能性がある。多種多様なボランティアが訪れるので、誓約書・確認書には具体的な配慮事項を本体施設・分園型ケアの形態に応じて加えることを期待したい。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設の社会資源として、児童発達を支援している団体や放課後等児童デイサービス、小中学生向けの学習塾などがある。また、職員が対応を学べる道立学習支援センターがあり、札幌市「ちえりあ」では子どもの「学びの教室」がある。要保護児童対策地域協議会を始め北海道児童養護施設協議会や里親支援に関する担当者会議など外部に向けて出席する会議もある。従来の社会資源リストは事務所に置かれていたが、パソコンフォルダでの管理が進んでいるので、社会資源リストも職員との情報共有が容易になってきている。より体系的な社会資源の把握は、より有機的な連携へとつながるので、子どもが関わる社会資源として連携が更に図られることが期待される。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
法人は鉄道弘済会として1932年に設立、その後2013年10月に公益財団法人として認可された。公益事業として社会的ニーズに照らして全国の福祉事業を見直し、改編を続けている。不動産事業や資金運用で収益を強化しつつ社会的責任を遂行する行動指針を持っている。「札幌南藻園」としては、児童家庭支援センター設置後には地域の潜在していた子育て等に関するニーズを把握していくことに期待したい。		

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断した理由・特記事項等】

法人は、内閣府公益認定等委員会事務局への対応を通じて最新の政策情報に基づいた手続きにより、ひいては全国各地の福祉事業所の公益的な事業・活動となるように努めている。また、社会福祉に関するセミナー開催、研究誌発行、資料室の開放を行っている。「札幌南藻園」としては、町内会に職員を役員に派遣、子どもを行事に参加させる等の継続的な協力で、高齢化した地域の活性化につなげている。地域小規模児童養護施設が徒歩5分圏内に新設することもあり、今後は、更に社会的養護が地域住民に理解され、同時に地域福祉のニーズに対応できる活動となることにも期待したい。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

養育・支援の基本は、児童養護施設運営指針をもとに作成された「処遇マニュアル」に明記されている。毎年、園長を中心に園内研修を実施し、研修内容は、年度ごとに重点課題として位置付けられたテーマで実施している。小規模化にともない職員の「倫理綱領」を見直しをしている。今年度、研修委員会を立て上げて、こどもとの約束事や権利をまとめた「みんなの南藻園」や、保護者向けの冊子「ともに子育て」の見直しも検討しているため、今後に期待したい。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どものプライバシーは「処遇マニュアル」にまとめられ、通信の開封への配慮や、中高生の寝具を洗濯する場合には本人の許可を取る等、配慮している。居室に入室する際に必ずノックすることは、子どもからの指摘を受けて改めて徹底した。子どものプライバシーについては、学校から関連の連絡がある等、関係機関との意識を共有する場面もあり、保護者に対しては写真撮影の留意を伝えている。また、子どもに対しても、居室ベッドは個人空間であることを伝え、勝手に他の子どものベッドに入り込まないように指導している。このように、多方面から子どものプライバシーを見直す中で、改めて子どものプライバシーとは何かを考え、職員としてプライバシーを守るための支援とは何かを話し合っている。今後、子どものプライバシー保護について、子どもの発達段階に応じた支援の具体的な留意点をまとめ、日々の支援に活かすことに期待したい。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断した理由・特記事項等】

南藻園の情報は、ホームページやパンフレットなどで提供し、施設に入所予定の子どもや保護者については、見学も含めて個別に丁寧に対応している。但し、施設の基本的な情報や説明は、児童相談所で行われるため、施設として必要な情報を積極的に提供しているとまではいえない。今後、小規模化に伴い、ホームページやパンフレットの見直しを検討しているため、「必要な情報」とは何かを検証しつつ、子どもや保護者にとって分かりやすい情報の提供となるための工夫に期待したい。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断した理由・特記事項等】

基本的な同意書は児童相談所で行われるとの認識で、予防接種の同意書以外に、養育・支援の内容を分かりやすく説明し同意を取る過程は明確ではない。生活場面や地域環境についての具体的な説明は、口頭で行われている。入所予定の子どもには、事前に面会をして、面会をした職員が当日の受入れをして子どもの不安を軽減するように配慮している。今後、子どもに対する冊子「みんなの南藻園」の見直しや、保護者に対する冊子「ともに子育て」の見直しも検討されているため、よりわかりやすい説明とともに改善に期待したい。

<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 措置変更や家庭引き取り等は、家庭支援専門相談員が児童相談所と連携して行い、概ね退所後1ヶ月の間にケース会議を開いて、子どものアセスメントに必要な生活や学習の様子などを中心に引き継いでいる。また、里親への措置変更をしたケースでは、家庭支援専門相談員が支援現場に入り、直接子どもの様子を確認して引き継いだ。本体施設から小規模に移行した場合には、予めお泊りの練習をして、子どもの不安軽減と受け入れる際の職員対応への配慮に繋げた。措置変更や家庭移行は、移行後のアフターケアも重要となる。移行の手順と退所後の相談方法等の説明内容を明確にした書面等の作成に期待したい。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	評価結果
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 子どもの気持ちや要望は、担当職員が生活場面を通して個別に聞き取っているが、担当とは別に、フリーの職員による聞き取りも実施して、子どもの意向把握に努めている。直接の聞き取りが難しい場合には質問紙を用いている他、食事のリクエストメニューがある。幼児では、微妙な変化から言葉以外の感情も把握できるようにしている。但し、子どもの自主的な活動としての「子ども会」は、子どもが集まれる時間帯と担当職員の勤務時間が合わないため、開催されていない。生活日課などの話し合いは、「子ども会」で話し合う仕組みがあるとのことで、個別の聞き取りに加えて、子どもの意向把握の結果を全体に活かす定期的な取組に期待したい。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	c
<p>【判断した理由・特記事項等】 苦情解決第三者委員の写真は、子どもの集会場となっている「ふれあいスペース」に掲示している。2020年度から始めた「子どもの権利ノート」の説明の際に、改めて子どもに、意見箱や、苦情解決の仕組みを再確認させた。子どもが第三者委員に手紙を出す場合には、園長に渡し郵送することになっているが、苦情解決の仕組みとしては、第三者委員に直接子どもが連絡できるように見直すことが望ましい。また、訪問調査時点で公表の方法は明確になっていない。苦情解決状況の公開は、苦情解決の仕組みとして必須であるため、南藻園としての公表の方法を明確にすることが望ましい。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 現状では、相談場所として子どもの気配を全く感じない場所の確保は難しいが、出来る限り落ち着いた場所の確保に努めている。子どもから相談を受けた場合には、場所の選択肢を提案しつつ、子どもに相談場所の決定権を与えている。また、相談方法や相談相手の選択方法についても、その都度、意見箱や第三者委員の存在を説明したり、担当に限らず相談したい職員に相談できることを説明している。フリーの職員は、子どもと担当職員との仲介役となったり、調整役としても機能している。今後は、子どもの側から相談・意見を発することが苦手な子どもに対する具体的な取組にも期待したい</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 各セクションの指示系統の流れを明確して、職員が単独で返答しないように周知している。子どもの希望には、会議で確認する等の大よその見通しを伝えている。今後は、子どもからの相談・意見・苦情の処理過程を整理した対応を視覚化して、組織的かつ迅速な対応につなげることに期待したい。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「事故防止・対応マニュアル」を整備して、多方面からリスク対応のマニュアルを作成している。幼児では、食べ物の形状による喉つまり予防や水遊びの対応マニュアルを見直した。夜間アルバイトに対する対応のマニュアルもある。また、食物アレルギーの子どもが、完全除去ではなかったために楽観して発症する結果となり、アレルギーの危険性と対応の重要性を再認識する契機となった。子どもには、看護師がアレルギーに対する注意喚起をした。服薬管理が徹底されない課題があったが、看護師が一括管理をすることで、飲み忘れや誤薬を防止できるようになった他、AEDの講習を受けている。但し、子どもの怪我等の同様な事故は繰り返されることが多く、ヒヤリハットは活かしきれていない。小規模化に伴い、対応マニュアル全般について見直しの必要性があり、要因分析と改善・防止に向けた取り組みに期待したい。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 看護師が中心となり、日々の手洗い・うがいの徹底や、発生した場合の隔離の方法を話し合っている。嘔吐時の対応に必要な応急セットをまとめて、各セクションに保管することで使用しやすくなった。嘔吐時の対応は、看護師からDVDを視聴後に備品をチェックしながら説明を受けた。予防接種は同意書を取り実施しており、有料の予防接種については園が費用を支出している。看護師が配置されたことで様々な改善が見られていることから、それを活かしたマニュアルの見直しと、実務研修の実施に期待したい。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
【判断した理由・特記事項等】 施設のグラウンドは、一時避難所となっている。備蓄品のリストがあり、発電機も準備されていて、実地の使用訓練を受ける予定がある。安全管理チェックシートで毎月、危険個所の有無を調べている。BCP（事業継続計画）については、園長が外部研修を受講後に、施設内部で周知する予定となっている。2階からの緊急避難は外滑り台を使用し、冬場は幼児担当職員が滑り台の除雪をしている。外出時に災害が起こった際の職員用緊急連絡網はあるが、携帯電話所持の高校生以外の子どもとの連絡手段は明確ではない。災害時は、安否確認が重要であり、早急に子どもとの連絡手段を明確にすることに期待したい。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 標準的な実施方法としては、平成29年に児童養護施設運営指針をもとに策定された「処遇マニュアル」の留意点と日課プログラムの留意点が基本となっている。目指すべき養育・支援は明確となっているが、支援方法のマニュアルとしては、より具体的な記載が求められる。現在小規模化の計画を進める中で、マニュアルの全体的な見直しをすすめている。今後は、子どものプライバシーへの配慮も組み込み、職員が支援をする中で、子どもの権利に対する共通理解に基づいた援助技術の共有化や、業務手順となるような標準的な実施方法（マニュアル）の作成に期待したい。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 具体的な支援の中で、子どもの権利に対する共通理解に基づいた援助技術の共有化や、業務手順の見直しをすることは、過去から踏襲された考え方や、組織の中で当たり前になっている支援を見直す機会ともなる。ヒヤリハットや事故報告の分析も含めて、個々の職員の支援方法に偏りが生じないように、子どもに対する接し方や指導方法を見直す仕組みとして、標準的な実施方法（マニュアル）を定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施することに期待したい。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所へ提出する自立支援計画の作成前に、南藻園としての様式で長・短期の目標を整理している。家庭支援専門相談員とセクション職員でケース会議を開き、直接の担当者から子どもの状況を聞き取り、児童記録から子どもの生活状況、学習状況等の関係項目を抜き出して自立支援計画に繋げている。家庭支援専門員の立場からは、子どもの入所時から出口を見据えて、何に向けて支援の道筋をつけるかを考え目標を立てている。自立支援計画には、施設としての見立てや児童相談所の意向、保護者の状況も記録されるが、子どもの意向欄や保護者の意見欄に空欄が見受けられる。自立支援計画作成時には、子どもと個別な面談をしているとのことで、子どもが自分自身を振り返り将来を語る重要な場面と位置付けて、自立支援計画には、子どもの意向を必ず反映させることを共有化することに期待したい。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所への提出に合わせて、年に2回、自立支援計画の評価・見直しをしている。評価・見直しには、ケース会議を開いて、目標の達成度や目標を変更する際の分析も必要となる。日々の個別の児童記録の活かし方や、養育支援は計画に沿っていたかの話し合いも必要となる。自立支援計画の作成・見直しは、子どもの現在と将来を、子どもとともに考える場であり、自立支援計画に対する子どもの意向確認や同意といった本人の評価が必要である。実施計画の見直しを形骸化させないためにも、見直しの手順を組織的に定めることに期待したい。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもに関する養育・支援の記録は、児童記録としてパソコン上にシステム化されている。児童記録は、生活状況や家族支援、子どもの通院等、関係項目別に分けられ引き出すことが出来る。職員間での連絡事項の項目もある。パソコンの他に、早番・遅番の引継ぎノートがあり、カレンダーで日々の確認をするセクションもある。各セクション代表の会議があり、打ち合わせノートとして記録されている。但し、基本的な情報共有はパソコンで確認する仕組みとなっていることから、職員がパソコンを有効に活用しているかを再確認する必要がある。一方、会議や打ち合わせの時間が不足する傾向にもあり、パソコンでの情報共有を有効に活用する方法と併行して、直接話し合う機会の確保の必要性を再認識している。子どもの自立支援計画とそれに伴う養育支援は、担当職員以外にも職員間で共有する必要があり、一層の工夫に期待したい。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

個人情報保護の規定があり、個人情報取り扱いマニュアルを作成している。保護者からの問い合わせには一定のルールで対応している。パソコンの使用にはアクセス制限があり、職員はID（身分証明）番号が割り当てられている。また、USBメモリ等は持ち出し禁止となっている。